

令和 7 年度（2025 年度）

東部環境工場ポンプ等点検整備業務委託

仕 様 書

熊本市東部環境工場

目 次

- ・ 一般仕様書
- ・ 特記仕様書
- ・ 整備対象ポンプ一覧
- ・ 交換部品一覧
- ・ 受託者・下請業者が守るべき事項

一般仕様書

1 委託業務名

東部環境工場ポンプ等点検整備業務委託

2 履行場所

熊本市東区戸島町 2 5 7 0 番地

3 履行期間

自 契約締結日

至 令和 8 年(2026 年)3 月 31 日

4 適用

(a) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。

(b) すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合の優先順位は次のように定める。

(1) 現場説明事項及び質疑応答書

(2) 特記仕様書

(3) 一般仕様書

(4) 図面

(5) 共通仕様書

なお、別冊の内訳明細は参考資料とし、受託者は設計図書から見積積算を行う。
業務委託契約後の現場施工での数量の差異は原則として設計変更の対象とならない。

5 共通仕様書

図面、一般仕様書及び特記仕様書に記載されていない事項は、ごみ処理施設関係仕様書、下水道仕様書、国土交通省大臣官房庁営繕部監修の建築工事、機械設備工事及び電気設備工事の各標準仕様書、標準図、監理指針（それぞれ最新版）、その他水道、消防等の官公庁仕様による。

6 疑義

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは監督員と協議すること。

協議の結果、設計図書の訂正又は変更の措置を行う場合は、契約書の規定に基づき変更契約を行う。ただし、監督員が軽微な変更と判断した場合は、受託者の責任において、金額の増減なく委託料の額内で施工内容の変更を行うものとする。

7 法規等の遵守

この業務の施工にあたっては、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、電気設備技術基準、電気工事士法、電気通信事業法、建築基準法、消防法、条例等の関係法規を遵守すること。

8 現場責任者

主期間中は、現場責任者は常駐すること。不在となる期間がある場合は監督員の承諾を得ること。

9 安全管理

(1) 労働災害の防止

委託期間中の危険防止策を徹底し、業務に従事する人員への安全衛生教育を図り、労働災害の発生防止に万全を期すること。

(2) 交通事故の防止

本委託期間中においても当工場は通常業務を継続しているため、ごみ搬入車両、灰出し車両、一般車と通行区分を明確にするほか、安全対策に万全を期し交通事故の防止に努める。

(3) 現場管理

作業現場、資材置場、控室等の整理整頓を励行し、夜間、休日を含めて火災、盗難などの事故防止、保安維持及び環境保全に努めること。

10 建設機械等

建設機械等を使用する場合は、国土交通省の「建設機械に関する技術指針」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき排出ガス対策型、低騒音型を使用すること。

11 機器・材料

使用する交換部品、材料等は、原則として受託者の手配による新品とし、必要に応じて市の支給品を使用する。採用にあたっては、性能・品質等を証明する資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

12 市支給品の受け渡し

市支給品がある場合は、本市監督員から現場責任者に引き渡すものとする。現場責任者は、材質、寸法数量等を確認すること。問題の無いことを確認した場合は、支給品受領書に押印もしくはサインし、支給品を受領すること。

13 機材の検査

現場に搬入した機材は、監督員の検査を受けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。また、材料のうち必要と認めたものは、製作工場での検査を行うものとする。このための準備は受託者の負担とする。（これに要する旅費は本市負担とする。）

14 作業用電力及び水道等

本業務委託に必要な電力・水等は、工場のものを使用できる。受託者は、「受託者・下請業者が守るべき事項」を遵守すること。

15 仮設物

控室、作業・工作スペース、資材置場、駐車場については、別契約の関係業者と打合せ、衛生、火災、盗難等の事故防止に十分注意を払う。また、火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵場所等は、なるべく建築物及び仮設物から離隔した場所を選定し、関連法規の定めるところに従い、防火構造又は不燃材料で覆い消火器を設置する。

16 既存部分等への処置

施工に際し、既存部分を損傷しないような適切な養生を行う。又、はつり・掘削作業を行う場合は、鉄筋や埋設配管等を十分調査し損傷を与えないように注意する。既存部分を損傷した場合は、速やかに監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて復旧する。既存設備の増設、改修を行う場合もしくは既存機器再使用の場合は、既存機器および回路等の電気特性、機械強度等を確認し監督員に報告する。

17 機器の持ち帰り整備

機器の点検整備については、原則として現場にて行うものとする。やむを得ず場外で持ち帰り整備を行う場合は、監督員と打ち合わせの上実施すること。

18 施工の報告・検査・立会い

各工程を終了した場合又は施工途中で監督員の指示を受けた場合には、設計図書と

の適合を確認した上、監督員に報告し、監督員の検査を受ける。尚、試験等の重要な工程には監督員の立会いを求め、その試験成績書を提出すること。また、手直し等の指示があった場合は速やかに対応すること。

19 責任施工

本業務委託における点検、整備、試験、試運転調整は専門の知識・技術を有している者が行うものとし、責任を持って施工にあたること。

20 中間検査、完了検査

現場における業務委託完了後は速やかに社内検査を実施し、十分調整・修正を行い、監督員又は検査員の検査（中間検査）を受ける。手直し等が発生した場合は、指定期限までに完了させること。完了届、成果物（報告書、写真）の提出後に検査員の完了検査を実施する。

21 緊急性

本設計図書にない緊急かつ軽微でない業務が発生した場合は、委託者と受託者は協議の上、本業務委託契約書の規定に基づき、変更契約を行う。

22 保証

整備した機器は、完了後1年間の保証を有するものとし、施工不良或いは、使用機器、材料の不良により生じた破損及び故障等は、直ちに無償で補修または取替えること。また、この不具合により本市が損害を受けた場合は、責任を持って対応すること。

23 廃棄物処理

施工過程で発生した不要材は、監督員と協議の上、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」「再生資源の利用の促進に関する法律」に従い適正に処理すること。産業廃棄物及び一般廃棄物に相当するものの処理に当たっては、廃棄物処理法をはじめ関係法令を遵守し、減量と適正処理を徹底すること。本業務委託において発生する廃材の中で、可燃物、金属（洗浄及び清掃したもの）、廃油については、監督員立会のもと場内の指定場所に置くことができる。受託者持ち帰りにて一括して処分する場合は、受託者の責任において確実に処分する旨の書類を提出すること。発生材の処分方法については、事前に監督員へ確認すること。

24 提出書類

提出書類	提出時期	部数
委託業務着手届、業務工程表	契約締結後速やかに	1
現場責任者届		1
質疑書、打合せ記録		1
施工計画書(作業要領、施工体制、安全計画、緊急連絡体制等)		2
納入仕様書		2
完了・工程写真		1
報告書		1
試験成績書・測定器の校正記録書		1
委託業務完了届、請求書		1

* 監督員の指示により、項目の追加、部数変更または提出不要の場合がある。
また、監督員から指示があった場合、提出書類・資料を電子媒体でも提出すること。

25 完了・工程写真

写真の構成は、設計図書中の参考内訳書にある項目を網羅すること。

特に、完了後容易に点検・確認ができない箇所は、撮影漏れのないよう注意すること。

工場持ち帰りにて点検整備する場合も工程毎に撮影すること。

また、対象物撮影時に黒板が入らない場合は不要とし、写真帳に但書きにて明記すること。

写真の仕様は次による。ただし、これによりがたい場合は監督員と協議する。

- (1) 写真は、原則デジタル写真とする。
- (2) 色彩は、カラーとする。
- (3) 有効画素数は、100 万画素以上とする。
- (4) 大きさは、1,200×900 ピクセル程度から 2,000×1,500 ピクセル程度とする。
- (5) ファイル形式は、JPEG とする。
- (6) 電子媒体による写真の提出は、監督員との協議による。

26 再委託

業務を一括して再委託に付してはならない。業務の一部を再委託に付す場合は、施工能力のある業者を選定し、再委託届等を提出のうえ本市の承諾を受けること。

27 ダイオキシン汚染防止

「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱」（労働基準局通知）に基づき、「焼却施設等作業」に労働者が従事する場合は、ダイオキシン類に暴露することの無いように適切な対策を実施すること。「焼却施設等作業」とは以下の作業をいう。

- (1) 焼却炉、集塵機等の内部で行う灰出し・設備点検・保守等の作業
- (2) 焼却炉、集塵機等の外部で行う①上記(1)の支援・監視等の作業、②焼却灰等の固化・運搬等の作業で焼却灰等を取り扱う作業、③焼却炉、集塵機その他の装置の運転・点検・保守等及び清掃の作業

28 健康増進法の改正に基づく受動喫煙防止措置

受動喫煙の防止を目的とした健康増進法の改正を受け、熊本市（以下、本市という）では、令和元年（2019年）7月1日より本市施設構内を禁煙としている。当工場内においても適用する。

令和7年度 東部環境工場 整備対象ポンプ一覧

	名称	型式	メーカー	製造番号	定格出力	電動機整備	前回整備
1	陰イオン交換塔送水ポンプNO. 1	UPS-40	西垣ポンプ	L208J	3.7kW	○	H22
2	陰イオン交換塔送水ポンプNO. 2	UPS-40	西垣ポンプ	L209J	3.7kW	○	H20
3	再生水ポンプNO. 1	UFS-40B	西垣ポンプ	F104J	3.7kW	○	H22
4	再生水ポンプNO. 2	UFS-40B	西垣ポンプ	F105J	3.7kW	○	H23

	特 記 仕 様 書
業 務 内 容	本業務には発電設備にかかわる重要機器が含まれていることを踏まえ、本設備に十分熟練した作業員を当てることとし、以下の業務を行う。 (1) 点検整備対象ポンプ (全4台) ー ー ー 別紙一覧による (2) ポンプ本体の分解点検整備 ① 全分解開放 ② 各部品の点検 (摩耗・腐食・損傷等の確認・記録) ③ 各部品の手入れ・清掃 ④ 部品の計測・記録 ・ インペラー、ケースウェアリング、スリーブ類の磨耗度 ・ インペラーとケースウェアリングのクリアランス ・ その他必要なもの ⑤ 消耗部品の交換・組み立て ⑥ 芯出調整・記録 ⑦ 補修塗装 ⑧ 試運転調整 (圧力、軸受温度、振動、異音等のチェック、記録) (3) 電動機整備前後の試験測定 ・ 絶縁抵抗測定 ・ 電流、電圧測定 ・ 振動測定 ・ その他必要なもの
特 記 事 項	整備対象機器の電源管理操作は市操作とするが、その他バルブ操作等は受託者で行い、バルブ操作時は掛札を使用し、整備終了後は必ず元の状態に戻すこと。

	特記仕様書
発生材の処理	本業務で発生した廃棄物は、以下のように処理すること。 (1) 受託者が持帰りにて、一括して処分する場合 確実に適正処分する旨の書類を提出する。 (2) 当工場で廃棄する場合 監督員立会いのもと、下記の場所に廃棄する。この場合、廃棄状況写真を撮影し、報告書にて提出すること。 ① 可燃物（整備に伴い発生した可燃物に限る。） ごみピットに廃棄する。 ② 金属（洗浄および清掃を行なったもの） 1階工作室前、金属ドラム缶（SUSとSUS以外に分別）に廃棄する。 ③ 廃油 1階炉室、廃油ドラム缶に廃棄する。 ④ 不燃物 不燃物については受託者の責任において適正に産業廃棄物として処理する。 なお、この場合はマニフェスト伝票を提出すること。
報告書の作成	提出される点検整備報告書は、全ての整備内容及び各種点検・計測・調整等を適切に記録・整理し、これに必要な所見を添えたものとする。報告書の内容及び様式等については、現場作業に着手する前に監督員と協議すること。
工程管理	本業務は、焼却炉の停止（休炉）期間中に実施すること。 共通休炉期間中に実施できない場合は、共通休炉期間付近に実施すること。 また、本業務の作業は当工場の定期保守期間中（1月～3月）にあたるため、工程について監督員及び他業者と協議を行い、業務に支障がないよう実施すること。 ・ 共通休炉期間（予定） 自）令和8年（2026年）2月3日 至）令和8年（2026年）2月18日

交換部品一覽

[illegible]

交換部品一覽

[illegible]

受託者・下請業者が守るべき事項

熊本市東部環境工場

場長 後藤 滋

熊本市東部環境工場の業務委託並びに工事等における、安全・衛生確保のために、各受託者の責任者及び作業者は下記事項を厳守すること。また市担当者は、各事項の厳守状況を常に点検し、不都合のある場合は、各受託者の責任者に対して注意を与え、本来の姿に戻すように指導する。

記

1 着手前・後の打合せ

- ① 受託者の総括現場責任者を始め、各下請現場責任者以下を含む実務従事者すべてについて、名簿一覧表を技術班主査に提出すること。変更ある場合は、速やかに報告し早急に修正のうえ再提出すること。
- ② 全工程の作業内容打合せを、市担当者と着手前に行うこと。
- ③ 毎日、定刻に所定の場所に会合し、当日までの進捗状況報告（作業日報提出を含む）及び翌日の作業予定打合せを前項に準じて行うこと。
- ④ 各工程の作業終了時にはその都度、市担当者の検査を受けること。
- ⑤ 各現場責任者は、作業終了後の「後片付け」を徹底させること。
- ⑥ 作業着手前及び作業終了後には、その都度中央制御室運転担当者に作業箇所・作業等を連絡すること。

2 作業標識板等の掲示

各作業現場には、事前に最寄の見やすい箇所に、作業名及び現場責任者名を記した作業標識板等を掲示すること。

3 安全・衛生対策

- ① 3S－整理・整頓・清掃－は安全・衛生対策の基本である。毎日の作業において、始業・中間・修業時の3S点検を怠りなく実行すること。
- ② 仮設の安全柵・ロープ・照明・高所作業時の命綱・物品落下防止等対策はもちろんのこと、第三者に対する必要かつ有効な安全対策を講ずること。
- ③ ボタン・ファスナーが確実に取付けられた作業服や安全帽・安全靴・防塵眼鏡・マスク・軍手等を着用すること。
- ④ 溶接機・照明・換気ファン等の電源は無断で使用しないこと。市担当者の了解を得た後使用すること。
- ⑤ ボイラドラム・ピット・各槽類・タンク類等内の作業時には、事前の酸欠有無の点検を実施し、安全確認のうえ着手すること。

- ⑥ 溶接作業を行うときは、消火器およびバケツに水を張ったものを準備すること。

4 作業上の注意

- ① 仕上・溶接・電気工事等・酸欠危険箇所の作業には、豊富な実務経験を持ち必要な法的有資格者を従事させること。
- ② 重量物吊上げ用チェンブロック・ワイヤ等は、プラント機器・装置本体に直接掛けないこと。
構造物・既設ハンガー等を利用するか、仮設三脚を組むこと。
- ③ ダクト・配管・装置等の保温外装をやむを得ず変形汚染した場合は、速やかに原形に復旧すること。
- ④ グレーチング上ではベニヤ板等を置き、そのうえにシートを敷いて取外し部品工具等を整理して並べ、作業終了後には保護用シートで覆っておくこと。
- ⑤ 各機器、配管等の塗装を行う場合は、塗装範囲について市担当者と十分協議のうえ実施すること。特に機器銘板、掛札等にはマスキングテープ等による養生を行い、塗装しないよう注意すること。誤って塗装した場合は原状復帰すること。

5 異物落下防止対策

- ① ボイラードラム内・蒸気タービンケーシング内及び配管開口部・タンク類等の内部へ作業服・ウエス・工具・ボルト等を落し込まないよう作業員に対し周知徹底させ、常時、点検・監督・指導を励行すること。
- ② 前項作業において工具類の持込には、事前にその種類・数量を把握し、作業終了後に責任者が確認すること。

6 資材について

- ① 資材の管理は、各受託者が責任を持って行うこと。
- ② 資材置場は工場敷地内とし、場所・保管方法については市担当者と打合せのうえ決定する。

7 工具類について

- ① 工具類は原則として、各受託者のものを使用すること。また、電気工具、照明機器使用時は、漏電遮断器付コンセント等を使用し、漏電事故等の発生を防止すること。漏電事故等が発生した場合は速やかに市担当者へ連絡すること。
- ② 万一、やむを得ない事情により借用せねばならない場合は、市担当者にその旨申し出て了解を得ること。また、借用期間中の管理責任は、各受託者が負うこと。
- ③ 工作室へは、許可なく出入りしないこと。

8 作業態度

- ① 法定検査等において、検査官に不快感を与えるような作業態度・言動等は特に慎むこと。
- ② 工場敷地内は全面禁煙とする。敷地外で喫煙する際は、健康増進の観点から受動喫煙防止

に努めることとし、周辺施設や周辺道路の利用者等の迷惑とならないよう配慮すること。また、熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例を遵守することとし、歩行中や吸い殻入れを携帯していない場合は路上喫煙をしないよう努めること。

9 工場内設備の使用について

- ① 現場事務所及び作業員詰所は、工場棟内の市側が指定する場所を使用すること。それ以外の場所を、無断で使用しないこと。
- ② 工場棟内の見学者用通路等必要な箇所には、作業着手前に汚損防止の措置を講ずること。
- ③ トイレは工場棟内を使用し管理スペース内の使用を禁止する。
- ④ 外線電話の使用は、原則として禁止する。
- ⑤ エレベーターの使用は東側エレベーター（職員通用口側）のみとする。作業着手前に、汚損防止を施すこと。
- ⑥ 作業に必要な上水・電気は、市の負担とする。
- ⑦ 市管理スペースに設置してある洗濯機の使用は、禁止する。
- ⑧ 駐車場は、工場敷地内の市側が指定する場所を使用すること。
- ⑨ その他の設備の使用については、市側と協議のうえ決定すること。

以上